

船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和2年6月22日 00時25分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市桃頭島南東方沖 桃頭島灯台から真方位130° 3.1海里付近 (概位 北緯34° 01.6′ 東経136° 18.5′)
インシデントの概要	プレジャーボート紅洋丸は、航行中、舵が効かなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 紅洋丸、10トン ME2-5770（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力382.50kW、回転 数毎分2,050、4気筒、ボア117.9mm、使用燃料軽油 第243-36303号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約2.5m
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、桃頭島南東方沖で移動しながらいか 釣りをを行った後、帰航する目的で航行を開始して北進中、舵が効か なくなり、船長が主機を停止した。 本船は、船長が、機関修理業者に電話を掛けて指示を受けながら原 因を調査したが特定できず、航行不能と判断して118番通報を行 い、来援した巡視艇にえい航された。 機関修理業者は、本インシデント後、舵取機作動油管の金属部分が 腐食してピンホールが発生し、作動油が漏れて圧力が上がらず、舵を 動作させるアクチュエーターが動作しなくなり、舵が作動不良になっ たと判断した。 本船は、新造時から15年以上舵取機の整備が行われていなかった。 た。
分析	本船は、新造時から15年以上舵取機の整備が行われていない中、 舵取機作動油管の金属部分が腐食してピンホールが発生したことか ら、作動油が漏れて圧力が上がらず、舵を動作させるアクチュエー ターが動作しなくなって舵が作動不良になり、運航不能となったもの と考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、新造時から15年以上舵取機の整備が行われていない状況下、舵取機作動油管の金属部分が腐食してピンホールが発生したため、作動油が漏れて圧力が上がらず、舵を動作させるアクチュエーターが動作しなくなり、舵が作動不良になったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・定期的に舵取機を点検して油圧系統に腐食等がないことを確認し、腐食等が発見された場合は修理を行うこと。